変　更　理　由　書

神 戸 市

工　事　名	三宮駅地下線整備工事

契約変更前の工事概要
・建築工事 一式 ・土木工事 一式
契約変更後の工事概要
・建築工事 一式 ・土木工事 一式

設計変更の理由
・躯体背面から出る湧水が想定以上に少量であったことから、地上部から行う躯体背面の薬液注入工及び舗装工を減工とする。
・工事着手後に明らかになった既存躯体状況をふまえ、より安全かつ確実な躯体補強に必要と判断し仮設支保工(プレロード)を増工とする。
・既存躯体形状が当初設計時と異なり、補強鋼板の寸法や設置方法の変更、溶接作業の追加の発生に伴い、加工費や材料費及び施工手間が増大するため、補強鋼板工が増額となる。
・既存躯体の劣化が発覚し、一部あと施工アンカーの施工および現場試験が不可となり、工法変更及びせん断試験の追加が必要となったため、あと施工アンカー工が増額となる。
・現地状況及び関係者協議により、工事用動線を新たに確保する必要が生じたため、出入口設置工を増工とする。
・既存躯体形状が当初設計時と異なっており、躯体撤去数量が増加するため、躯体撤去工が増額となる。
・施工による数量精査により。